

ゆうグローバルエクスプレス  
(UGX) 運送約款

日本郵便株式会社

# ゆうグローバルエクスプレス（UGX）運送約款

実施 2014年10月30日  
最近改正 2023年10月1日

## 【目次】

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条—第15条）
- 第3章 貨物の引渡し（第16条—第19条）
- 第4章 責任（第20条—第25条）
- 附則

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この約款は、日本郵便株式会社が提供する国際宅配便サービス（以下「ゆうグローバルエクスプレス（UGX）」といいます。）に適用されるものとします。

2 ゆうグローバルエクスプレス（UGX）は、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係わる第2種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供するものです。

3 ゆうグローバルエクスプレス（UGX）の利用を申し込む荷送人は、この約款及びこの約款に基づいて別途定める「サービス内容」の規定に同意したものとします。

4 この約款に定めのない事項については、条約、法令又は一般的な慣習によります。

5 当社は、この約款の規定にかかわらず、条約、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

6 当社は、この約款を変更することができます。当該変更に当たり、当社は、当社が管理・運営するウェブサイトへの提示その他当社が適切と認める方法により、事前に変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、変更適用日後も荷送人が当社に貨物の運送を委託した場合は、荷送人はこの約款の変更に合意したものとみなし、当社と荷送人との間では、この約款の変更後の内容が適用されるものとします。

### (定義)

第2条 「国際運送」とは、第8項の条約が適用される場合にあっては、当該条約の定義に従い、それ以外の場合にあっては、航空運送契約による出発地及び到達地が本邦及び外国である運送をいいます。この場合において、「本邦」及び「外国」の範囲は、その主権、宗主権、委任統治、権力又は信託統治の下にある全領域を含んで画されるものとします。

2 「ゆうグローバルエクスプレス（UGX）」とは、当社が提供する荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドアの貨物の運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれらに付随する業務を「通し運賃料金」で行うサービスをいいます。

3 「貨物」とは、この約款の規定に基づき、当社により、一荷送人から、一時に、一か所で受託され一口として扱われ、一宛先地の一荷受人に宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小荷物をいいます。

4 「運送状」とは、荷送人により又は荷送人に代わって作成される書類で、ゆうグローバルエクスプレス（UGX）について、荷送人と当社との間の契約成立を証するものをいいます。

5 「当社」とは、ゆうグローバルエクスプレス（UGX）を提供する日本郵便株式会社をい、この約款又は運送状に規定する当社の責任を制限する規定の適用については、当社の代理人、使用人及び代表者を含むものとします。

6 「荷送人」とは、貨物の運送に関して当社と契約を締結した当事者として運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。

7 「荷受人」とは、当社が貨物を引き渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。

8 「条約」とは、次のいずれかのうち、適用になるものをいいます。

(1) 1929年10月12日にワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソ一条約」といいます。）

(2) 1955年9月28日にヘーグで署名された「1955年にヘーグで改正されたワルソ一条約」（以下「改正ワルソ一条約」といいます。）

(3) 1975年9月25日にモントリオールで署名された「モントリオール第四議定書で改正された1955年にヘーグで改正されたワルソ一条約」（以下「モントリオール第四議定書」といいます。）

(4) 1999年5月28日にモントリオールで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「モントリオール条約」といいます。）

9 「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権（スペシャルドローイングライト／SDR）をいいます。

## 第2章 運送の引受け

### (運送状)

第3条 荷送人が当社に貨物の運送を委託するときは、荷送人は、貨物一口ごとに運送状を正確かつ漏れのないようを作成しなければなりません。運送状の作成は、荷送人の依頼により、当社が代わって行うことができますが、荷送人は運送状の記載内容について確認するものとし、その責任は荷送人にあります。

2 運送状の必要記載事項は、次に掲げる事項とします。

- (1) 荷送人の氏名、住所及び電話番号
- (2) 荷受人の氏名、住所及び電話番号
- (3) 荷物の明細
- (4) 荷送人の署名及び作成年月日
- (5) 税関申告価格
- (6) 運送申告価額
- (7) 重量
- (8) その他当社が必要とする記載事項

3 前項(6)の運送申告価額の記載がない場合には運送申告価額は1口1万円とします。

### (通関用送り状（インボイス）)

第4条 荷送人は、通関手続に必要とされる場合は、貨物内容に基づき、貨物一口ごとに通関用送り状（インボイス）を正確かつ漏れのないように作成し、当社に交付しなければなりません。

2 通関用送り状（インボイス）の記載内容、申告内容等についての責任は荷送人にあります。

### (通関)

第5条 当社が貨物の運送を引き受けた時点で、当社は通関業務及びそれに関連する業務に関する手続を行う代理人として委任されたものとします。

### (利用者情報等の取扱い)

第6条 当社はゆうグローバルエクスプレス（UG X）の利用に際し知り得た荷送人、荷受人及び利用に関する情報（以下「利用者情報」といいます。）について、関係法令並びに当社の定める「個人情報に関する基本方針」及び日本郵政グループの定める「グループ・プライバシーポリシー」に従い取扱うものとします。ただし、当社は、利用者情報をグループ会社において共同利用することは予定しておりません。

2 利用者情報は、当社のデータベースに保存されるものとします。

3 当社は利用者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び荷送人又は荷受人の同意が得られた場合を除き、個人識別が可能な状態で第三者に開示・提供等しないものとします。ただし、別途当社が明示的に定めている場合はこの限りではありません。

4 利用者は、当社所定の手続に従って、利用者情報の閲覧・変更・削除等を行うことができるものとします。

5 第3条及び第4条に規定する運送状又は通関用送り状（インボイス）の情報は、ゆうグローバルエクスプレス（UG X）を利用し差し出す貨物の運送及び通関手続に使用することを目的として、かかる利用者情報のうち、荷送人及び荷受人の国名、住所、会社名、部署名、氏名、電話番号（携帯電話番号を含みます。）、FAX番号、電子メールアドレス及び貨物内容品情報を当社の選定した外国における第三者へ提供することができます。この場合において、当該第三者が委託先（再委託先を含みます。）の場合は、提供した情報の管理を行うことを契約内容に定めており、当社は適宜業務委託先の情報管理体制を確認するものとします。

なお、本項前段の外国における第三者への情報の提供に関して、当社は当該外国における第三者の情報の管理体制を確認の上、その状況を当社のホームページにて公表しています。

### (貨物の内容点検)

第7条 当社は、必要があると認めた場合、貨物の内容を点検することができます。ただし、点検したことにより当該貨物の運送が、出発地、到達地、経由地又は通過地及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等に違反しないことを保証するものではありません。

### (荷造り)

第8条 荷造りの責任は、荷送人にあるものとし、荷送人は貨物の運送に適するように貨物の荷造りをしなければ

なりません。荷造りが運送に適さないと認められる場合、当社は荷送人に対し必要な荷造りを要求し、荷送人は当社の要求に従い、荷送人の負担により貨物の運送に適する荷造りを行います。ただし、要求したことにより当該貨物の荷造りが、貨物の運送に適することを保証するものではありません。

(引受けの拒否)

第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒否することがあります。

- (1) 運送の申込みが、この約款又は別途定める「サービス内容」の規定によらないものであるとき。
- (2) 荷送人が運送状及び通関用送り状（インボイス）に必要な事項を記載しないとき。
- (3) 荷造りが運送に適さないとき。
- (4) 運送に関し、荷送人から特別な負担を求められたとき。
- (5) 天災その他の当社が運送の引受けができないものと判断する事情があるとき。

(引受けの制限)

第10条 当社は、次に掲げる貨物については、その運送を引き受けません。

- (1) 重量、容積又は申告価格が、別途定める「サービス内容」の規定を超えるとき。
- (2) 貨物が次に掲げる品目（別途定める「サービス内容」に規定するものを除きます。）に該当するとき又はその疑いがあるとき。
  - ア 金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各国の通貨（紙幣又は硬貨）、あらゆる種類の宝飾品その他の貴重品
  - イ 有価証券類
  - ウ 信書又は現行法で信書と定義された通信手段
  - エ 生動物
  - オ 遺体、位牌又は遺骨
  - カ 変質又は腐敗しやすいもの
  - キ 小火器用爆薬及び火器
  - ク 爆発物
  - ケ 圧縮ガス
  - コ 引火性液体及び固体、可燃性固体
  - サ 写真用閃光電球
  - シ 磁気性物質
  - ス 水銀
  - セ 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸
  - ソ 酸化剤
  - タ 毒物
  - チ 放射性物質
  - ツ 気化性物質
  - テ 航空危険物と定義されるもの（ICAO技術指針及びIATA危険物規則によるものとします。）
  - ト 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに輸出入国において禁止されているその他の不正な薬物
  - ナ わいせつ又は不道徳な物品
  - ニ 偽造又は海賊版の物品
  - ヌ 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の貨物、貨物設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品
  - ネ 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
  - ノ 法定運送禁止品目
  - ハ 通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等によりその輸送、輸出、輸入等が禁止され、又は制限されている貨物
  - ヒ 食料品
  - フ 凶器
  - ヘ 複数の個人情報が内容物に含まれたもの
  - ホ その他当社が不適当と認めたもの
- (3) 運送申告価額が2百万円を超えるもので荷送人が保険会社又は保険代理店の保険に加入していないとき。

#### (条件不遵守に関する責任)

第11条 当社が前条(引受けの制限)に掲げる物品と知らずに運送を引き受けた場合は、当該貨物の運送に関する責任はその貨物の荷送人及び荷受人にあるものとし、それらの者は連帶して、その貨物の運送により当社が被る損害、費用等を当社に対して補償しなければなりません。

#### (運賃料金)

第12条 運賃料金は第2条(定義)第2項に述べる「通し運賃料金」とし、その明細は当社が定める運賃料金表によります。なお、「通し運賃料金」には、集配料、通関料及び運賃を含みます。

- 2 「通し運賃料金」には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金その他の負担金(以下「関税等」と総称します。)、関税等立替手数料及び取扱手数料を含みません。
- 3 荷送人は、貨物の引受けの際に申し出た運送申告価額に応じて、運賃料金表に定める運送申告価額の従価料金を支払わなければなりません。運送申告価額は、貨物の運送に関する当社の損害賠償責任限度額を意味します。
- 4 当社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続や作業の提供をした場合は、当該依頼をした荷送人又は荷受人は、当社で要した費用、負担金等を、当社に対して支払わなければなりません。
- 5 運賃料金表は、航空運賃の改定、経済変動等の事情により改定することがあります。

#### (運賃料金等の収受)

第13条 荷送人は、運賃料金及び取扱手数料を、原則として当社と合意した支払方法により支払わなければなりません。

- 2 当社が到達地において関税等を立て替えて支払った場合は、荷受人は、貨物の引渡しの際に当社にその立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うものとします。ただし、荷送人が関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うことを貨物の引受時に当社に申し出た場合には、荷送人が当社と合意した支払方法により関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払うものとします。
- 3 荷受人が、前項前段の規定に基づき負担すべき関税等の立替金の全額及び関税等立替手数料を支払わない場合は、荷送人がその責任を負わねばなりません。

#### (運送経路と方法)

第14条 当社は、貨物の取扱い、保管、通関及び運送において取るべき手段、経路及び手続について一任され、当社が最善と判断する方法をとるものとします。

#### (利用の制限及び業務の停止)

第15条 当社は、当社の判断により、ゆうグローバルエクスプレス(UGX)の利用を制限し、又はゆうグローバルエクスプレス(UGX)の全部若しくは一部を停止することがあります。

### 第3章 貨物の引渡し

#### (貨物の引渡し)

第16条 当社は、運送状に記載された場所で、荷受人に貨物を引き渡します。ただし、配達時に、その場所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、荷送人との明示的な特約がない限り、当社の判断により、代理人又は代理人とみなされる者（荷受人取扱窓口、管理人、家族、同居人、隣人、荷受人の同僚等で荷受人に代わり荷受人のために貨物の引渡しを受けてくれる者）に、貨物の引渡しをすることができるものとします。

#### (法令の遵守)

第16条の2 荷送人は、貨物の梱包方法、運送又は引渡しに関する法令並びに出発地、到達地、経由地、上空通過地及びその他影響を受ける全ての国や地域の法令、条例、規則等を遵守し、かつ、その法令を遵守するために必要とされる情報及び書類を提供し、又は運送状に添付するものとします。

- 2 当社は、荷送人の情報又は書類が、正確かつ充分であることを調べる義務はなく、荷送人が前項の義務を遵守しなかったことにより生ずる損失又は諸費用については、荷送人その他の者に対して責任を負わないものとします。
- 3 当社が、適用条約、法令、規則、命令、要求又は要請と解するものにより、貨物の運送を拒絶する必要があると合理的に判断し、当該貨物の運送を現実に拒絶した場合においては、当社は、何ら責任を負わないものとします。

#### (貨物の引渡しができない場合の措置)

第17条 当社は、荷受人が運送状に記載された住所に居住していない場合、荷受人が貨物の受取りを怠り若しくは拒んだ場合又はその他の理由により、貨物の引渡しができない場合については、遅滞なく、荷送人に対し相当の期間を定め、貨物の処分につき、指図を求めるものとします。

- 2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

#### (引渡しができない貨物の処分)

第18条 当社は、前条（貨物の引渡しができない場合の措置）第1項に定める指図がない場合、その指図を求めた日から30日を経過した日まで貨物を保管した後、到達国の法令によりこれを売却その他の方法により処分することができるものとします。ただし、貨物が変質又は腐敗しやすいものである等、当社が必要と認めるときは、直ちに貨物の売却その他の処分をすることができるものとします。

- 2 当社は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により貨物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに貨物の保管及び処分に要した費用その他の立替金に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に返還するものとします。

#### (留置権の行使)

第19条 当社は、運賃料金、関税等の立替金その他この約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、係る費用の支払がなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるものとします。

- 2 当社は、この約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払がなされるまで、当該荷送人との運送契約によって当社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができます。

## 第4章 責任

### (責任)

第20条 当社の責任は、次項から第12項までに定めるところによります。ただし、条約若しくはその他の適用法令に別段の定めがある場合において、この条の規定が、当該条約若しくはその他の適用法令の定めよりも当社の責任を免除し、又は当該条約若しくはその他の適用法令で定める責任の限度よりも低い限度額を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

2 次項から第6項までに定める場合を除いて、当社は、貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊、滅失、紛失若しくは毀損による損害（以下「破壊等損害」という。）又は遅延による損害

（以下「遅延損害」という。）については、当該破壊等損害又は遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、破壊等損害又は遅延損害の原因となった運送中の事故が以下に定める事項に起因する場合、自己が当該破壊等損害又は遅延損害の発生を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

（1）貨物固有の欠陥又は自然の消耗

（2）梱包状態、住所、記号、番号等の必要事項の記載の不完全又は欠陥

（3）貨物の性質による発火、爆発、蒸れ、かび、腐敗、変色、錆びその他これに類似する事由

（4）X線、放射線、磁気等の影響による障害

（5）同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾、ハイジャック、テロ行為、強盗、事変、戦争、戦争類似行為等

（6）不可抗力又は不可抗力による火災等の灾害

（7）予知できない異常交通障害、航行上の危険回避、救助又は救難行為

（8）地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、地滑り、山崩れその他の天災

（9）法令又は公権力の発動による運送の差止め、貨物の開梱、検査、没収、差押え又は第三者への引渡し

（10）荷送人の責任とされる記載事項、申告事項の誤記、不備、虚偽の記載、申告その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

3 モントリオール第四議定書の適用を受ける貨物の運送又はそれに付随して当社が行うその他の業務から生じる貨物の遅延損害については、当社は、当該遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該遅延損害を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

4 モントリオール第四議定書の適用を受ける貨物の運送又はそれに付隨して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊等損害については、当社は、当該破壊等損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該破壊等損害が次に掲げる事項の一又は二以上から生じたものであることを証明した場合には、責任を負わないものとします。

（1）貨物の固有の欠陥又は性質

（2）当社以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥

（3）戦争行為又は武力紛争

（4）貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置

5 モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付隨して当社が行うその他の業務から生じる貨物の遅延損害については、当社は、当該遅延損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当社が当該遅延損害を防止するために合理的に必要な措置を講じたこと又は講じることができなかったことを証明した場合には、責任を負わないものとします。

6 モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに付隨して当社が行うその他の業務から生じる貨物の破壊等損害については、当社は、当該破壊等損害の原因となった事故が運送中に生じたものである場合に限り、責任を負うものとします。ただし、当社は、当該破壊等損害が次に掲げる事項の一又は二以上から生じたものであることを証明した場合には、その範囲内で責任を負わないものとします。

（1）貨物の固有の欠陥又は性質

（2）当社以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥

（3）戦争行為又は武力紛争

（4）貨物の輸入、輸出又は通関に関してとられた公的機関の措置

7 次項に定める場合を除いて、貨物の破壊等損害に係る当社の責任は、当該破壊等損害を受けた貨物1キログラム当たり22SDR又は一口1万円のいずれか高い方を限度とします。ただし、ワルソ一条約又は改正ワルソ一条約の適用を受ける貨物運送の場合には、当該破壊等損害が、当社の故意又は重過失により生じたことが証明さ

れた場合は、この限りではありません。

8 前項の規定にかかわらず、貨物の引受時に、荷送人が運送申告価額を申告し、必要とされる従価料金を支払った場合には、その運送申告価額が正当なものである限りにおいて、運送状に記載された運送申告価額を当社の責任の限度とします。

9 第7項又は前項の規定にかかわらず、荷送人は、損害賠償の請求に当たっては、当該貨物の実際の購買価額又は当該貨物と同種同品種の物品の通常の価額を、あるいは、そのいずれも算出できない場合にあっては、正当と認められる当該貨物の価額を基礎に算出される実際の損害額を超えて請求することはできないものとします。

10 貨物の遅延損害に係る当社の責任は、当該貨物に係る運賃料金の額を限度とします。

11 当社は、遅延損害以外のいかなる間接的な損害に対しても責任を負わないものとします。すなわち、貨物について直接発生した物的損害に対してのみ責任を負います。なお、間接的な損害には、得べかりし利益、利息及び効用の損失並びに商機の逸失による損失を含むものとし、かつ、これらに限定されないものとします。

12 損害賠償に関する通貨換算は、訴訟の場合には、最終口頭弁論終結の日に有効な換算率を適用し、訴訟以外の場合には、当社が別途定める「サービス内容」に規定する換算率を適用するものとします。

#### (危険回避の処置と損害賠償)

第21条 荷送人及び荷受人は、いかなる場合においても、自己の貨物が他の貨物又は当社の財産に損害を与えた場合には、それにより当社が被った全ての損害、損失及び費用を当社に連帯して補償するものとします。当社は人員及び航空機その他の物に害を及ぼすおそれのある貨物を予告なしに廃棄し又は破壊することができ、かつ、それによって何らの責任を負わないものとします。

2 前項後段の規定により、当社が貨物を廃棄し又は破壊した際に発生した費用については、荷送人及び荷受人が連帯して負担するものとします。

#### (損害賠償請求の期限)

第22条 第16条（貨物の引渡し）の規定に基づき貨物の引渡しを受ける資格のある者が、苦情の申立てをすることなく貨物を受領した場合には、その貨物が良好な状態で引き渡され、かつ、この約款に従って引き渡されたものと推定するものとします。

2 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文書をもって、当社に行わなければならぬものとし、当該期間の経過後は当社は損害賠償の責任を一切負わないものとします。

- (1) 貨物に破壊又は毀損があった場合には、貨物の引渡しの日から14日以内
- (2) 貨物に遅延があった場合は、荷受人が貨物の処分ができるようになった日から21日以内
- (3) 貨物が滅失又は紛失があった場合には、運送状の発行の日から120日以内

#### (出訴期限)

第23条 前条（損害賠償請求の期限）に定める責任以外の当社の責任に関する訴えは、到達地で荷受人に貨物を引き渡した日、引き渡すべきであった日又は運送の中止の日から起算して2年の期間内に提起しなければならないものとします。

#### (裁判の管轄)

第24条 当社に対する訴えは、本邦における、当社の住所地、当社の主たる営業所の所在地又は当社がこの約款に基づく契約をした営業所の所在地を管轄する裁判所に提起しなければなりません。

2 当社に対する訴訟の手続は、本邦の法律によります。

#### (約款の適用と法令)

第25条 この約款の規定が、条約、法律、政府の規則、命令又は要求に反する場合には、その規定は、これらの法令と抵触しない限度において適用されるものとし、そのいかなる規定の無効も、他の規定に影響を及ぼすものではありません。

## 附 則

この約款は、平成26年10月30日から実施します。

### 附 則（2020年1月30日 2019-日国際第0277号）

この改正規定は、2020年3月30日から実施します。

### 附 則（2022年2月28日 2021-日国際第0238号）

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

### 附 則（2023年8月16日 2023-日国郵第0138号）

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

ゆうグローバルエクスプレス  
(UGX) 運賃料金表

日本郵便株式会社

# ゆうグローバルエクスプレス（UGX）運賃料金表

実施 2014年10月30日  
最近改正 2020年3月30日

## 【目次】

- I 運賃料金、取扱手数料等
- II 運賃料金、取扱手数料等の適用方法

附則

## I 運賃料金、取扱手数料等

### 1 運賃料金

△	東アジア	東南アジア	西アジア	オセアニア	欧州①	欧州②	北米
0.5kgまで	4,600円	5,100円	5,200円	6,800円	7,000円	7,700円	6,900円
1.0kgまで	5,150円	5,800円	6,200円	7,600円	8,100円	8,950円	8,050円
1.5kgまで	5,700円	6,500円	7,200円	8,400円	9,200円	10,200円	9,200円
2.0kgまで	6,250円	7,200円	8,200円	9,200円	10,300円	11,450円	10,350円
2.5kgまで	6,800円	7,900円	9,200円	10,000円	11,400円	12,700円	11,500円
3.0kgまで	7,350円	8,600円	10,200円	10,800円	12,500円	13,950円	12,650円
3.5kgまで	7,900円	9,300円	11,200円	11,600円	13,600円	15,200円	13,800円
4.0kgまで	8,450円	10,000円	12,200円	12,400円	14,700円	16,450円	14,950円
4.5kgまで	9,000円	10,700円	13,200円	13,200円	15,800円	17,700円	16,100円
5.0kgまで	9,550円	11,400円	14,200円	14,000円	16,900円	18,950円	17,250円
5.5kgまで	10,100円	12,100円	15,200円	14,800円	18,000円	20,200円	18,400円
6.0kgまで	10,650円	12,800円	16,200円	15,600円	19,100円	21,450円	19,550円
6.5kgまで	11,200円	13,500円	17,200円	16,400円	20,200円	22,700円	20,700円
7.0kgまで	11,750円	14,200円	18,200円	17,200円	21,300円	23,950円	21,850円
7.5kgまで	12,300円	14,900円	19,200円	18,000円	22,400円	25,200円	23,000円
8.0kgまで	12,850円	15,600円	20,200円	18,800円	23,500円	26,450円	24,150円
8.5kgまで	13,400円	16,300円	21,200円	19,600円	24,600円	27,700円	25,300円
9.0kgまで	13,950円	17,000円	22,200円	20,400円	25,700円	28,950円	26,450円
9.5kgまで	14,500円	17,700円	23,200円	21,200円	26,800円	30,200円	27,600円
10.0kgまで	15,050円	18,400円	24,200円	22,000円	27,900円	31,450円	28,750円
10.5kgまで	15,650円	19,150円	25,250円	22,850円	29,050円	32,750円	29,950円
11.0kgまで	16,250円	19,900円	26,300円	23,700円	30,200円	34,050円	31,150円
11.5kgまで	16,850円	20,650円	27,350円	24,550円	31,350円	35,350円	32,350円
12.0kgまで	17,450円	21,400円	28,400円	25,400円	32,500円	36,650円	33,550円
12.5kgまで	18,050円	22,150円	29,450円	26,250円	33,650円	37,950円	34,750円
13.0kgまで	18,650円	22,900円	30,500円	27,100円	34,800円	39,250円	35,950円
13.5kgまで	19,250円	23,650円	31,550円	27,950円	35,950円	40,550円	37,150円
14.0kgまで	19,850円	24,400円	32,600円	28,800円	37,100円	41,850円	38,350円
14.5kgまで	20,450円	25,150円	33,650円	29,650円	38,250円	43,150円	39,550円
15.0kgまで	21,050円	25,900円	34,700円	30,500円	39,400円	44,450円	40,750円
15.5kgまで	21,650円	26,650円	35,750円	31,350円	40,550円	45,750円	41,950円
16.0kgまで	22,250円	27,400円	36,800円	32,200円	41,700円	47,050円	43,150円
16.5kgまで	22,850円	28,150円	37,850円	33,050円	42,850円	48,350円	44,350円
17.0kgまで	23,450円	28,900円	38,900円	33,900円	44,000円	49,650円	45,550円
17.5kgまで	24,050円	29,650円	39,950円	34,750円	45,150円	50,950円	46,750円
18.0kgまで	24,650円	30,400円	41,000円	35,600円	46,300円	52,250円	47,950円
18.5kgまで	25,250円	31,150円	42,050円	36,450円	47,450円	53,550円	49,150円
19.0kgまで	25,850円	31,900円	43,100円	37,300円	48,600円	54,850円	50,350円
19.5kgまで	26,450円	32,650円	44,150円	38,150円	49,750円	56,150円	51,550円
20.0kgまで	27,050円	33,400円	45,200円	39,000円	50,900円	57,450円	52,750円
20.5kgまで	27,650円	34,150円	46,250円	39,850円	52,050円	58,750円	53,950円
21.0kgまで	28,250円	34,900円	47,300円	40,700円	53,200円	60,050円	55,150円
21.5kgまで	28,850円	35,650円	48,350円	41,550円	54,350円	61,350円	56,350円
22.0kgまで	29,450円	36,400円	49,400円	42,400円	55,500円	62,650円	57,550円

22.5kgまで	30,050円	37,150円	50,450円	43,250円	56,650円	63,950円	58,750円
23.0kgまで	30,650円	37,900円	51,500円	44,100円	57,800円	65,250円	59,950円
23.5kgまで	31,250円	38,650円	52,550円	44,950円	58,950円	66,550円	61,150円
24.0kgまで	31,850円	39,400円	53,600円	45,800円	60,100円	67,850円	62,350円
24.5kgまで	32,450円	40,150円	54,650円	46,650円	61,250円	69,150円	63,550円
25.0kgまで	33,050円	40,900円	55,700円	47,500円	62,400円	70,450円	64,750円
25.5kgまで	33,650円	41,650円	56,750円	48,350円	63,550円	71,750円	65,950円
26.0kgまで	34,250円	42,400円	57,800円	49,200円	64,700円	73,050円	67,150円
26.5kgまで	34,850円	43,150円	58,850円	50,050円	65,850円	74,350円	68,350円
27.0kgまで	35,450円	43,900円	59,900円	50,900円	67,000円	75,650円	69,550円
27.5kgまで	36,050円	44,650円	60,950円	51,750円	68,150円	76,950円	70,750円
28.0kgまで	36,650円	45,400円	62,000円	52,600円	69,300円	78,250円	71,950円
28.5kgまで	37,250円	46,150円	63,050円	53,450円	70,450円	79,550円	73,150円
29.0kgまで	37,850円	46,900円	64,100円	54,300円	71,600円	80,850円	74,350円
29.5kgまで	38,450円	47,650円	65,150円	55,150円	72,750円	82,150円	75,550円
30.0kgまで	39,050円	48,400円	66,200円	56,000円	73,900円	83,450円	76,750円
31.0kgまで	46,150円	55,850円	74,150円	63,600円	81,900円	91,950円	84,800円
31.0kgを超える1.0kg又はその端数毎に	1,100円	1,450円	1,950円	1,600円	2,000円	2,500円	2,050円

## 2 取扱手数料等

料金の種類			料金額
取扱手数料	取戻請求及び転送請求手数料	差出事業所において、その貨物が発送準備完了前である場合	無料
		差出事業所において、その貨物の発送準備完了後である場合	530円
	返送料	差出事業所において、その貨物が発送準備完了前である場合	無料
		差出事業所における貨物の発送準備完了後であって、輸出準備完了前である場合	国内運送に係る実費額
		名宛国到着後である場合	貨物が差し出された国に宛ててその貨物を差し出す場合にこの運賃料金表の規定により適用する運賃料金額に相当する額
		転送料	1,200円
	廃棄手数料		実費
	保管料		実費
	オーバーサイズ取扱手数料		3,000円
	指定通関業者取扱手数料		1,500円
	到着地特別取扱手数料		実費
関税等立替手数料			1,200円又は名宛国において課された貨物の関税等額の3パーセントのいずれか高い方の額
運送申告価額の従価料金			運送申告価額が10,000円を超える10,000円又はその端数ごとに120円の割合で算出した額

## II 運賃料金、取扱手数料等の適用方法

- 1 この運賃料金及び取扱手数料等は、当社が、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を經營する者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係わる第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供する国際宅配便サービス（ゆうグローバルエクスプレス（UGX））に適用されるものです。
- 2 ゆうグローバルエクスプレス（UGX）は、荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドアの荷物の運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれらに付随する業務を「通し運賃料金」で行います。  
なお、荷物の運賃料金又は取扱手数料等の算出をする場合は、当社で計測した実重量又は容積重量のいずれか重い方の重量を適用します。
- 3 運賃料金、取扱手数料等については、消費税（地方消費税を含みます。）が免除されています。
- 4 運賃料金、取扱手数料等は、荷物1件ごとに計算します。
- 5 地帯区分は、当社が別途定めるサービス内容によります。
- 6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を收受します。
- 7 運賃料金、取扱手数料等の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令及び公序良俗に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

### 附 則

この運賃料金表は、平成26年10月30日から実施します。

### 附 則（平成30年6月6日 2018-日国際第97号）

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

### 附 則（2020年1月30日 2019-日国際第0277号）

この改正規定は、2020年3月30日から実施します。